



12月10日(月) 東芝不当労働行為事件 第2次中労委 再審査 主尋問の傍聴支援要請書

東芝争議支援共闘会議

代表委員 伊藤東一(神奈川労連) 中野謙司(東京地評)
江口光政(埼労連) 福田秀俊(愛労連)
丸林育世(みえ労連) 中山森夫(電機懇)
後藤道夫(都留文科大学)

東芝の職場を明るくする会 会長 石川要二郎
(人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会)

憲法改悪に反対し、国民の生活と権利を守る貴団体に敬意を表するとともに、東芝争議へのご支援に感謝申し上げます。

東芝の公安警察・秘密組織を活用した不当労働行為

中労委がすすめている和解協議において、会社が申立人らの全面解決要求を拒否している中で、第2次申立事件の中労委審査を進めます。12月10日の主尋問には、石川要二郎が立ちます。

東芝がおこなってきた公安警察と秘密組織を活用した不当労働行為・差別は、1970年代の本社勤労部秘密文書、80～90年代の課長養成研修資料(PMDC)、1970年代から2004年までの秘密組織・東芝扇会(自己啓発の会)の機関誌、活動報告書、総会資料などで明確に裏付けられており、これまでの3度の命令で断罪された通りです。2000年の処遇制度改定以降も差別は継続し、同期同学歴者との賃金・資格・役職の格差は歴然としています。

私たちは、組合活動と思想信条を理由とした長期にわたる差別を許さず、差別争議の早期全面一括解決をめざして頑張ります。ご支援をお願いします。

東芝の主張

政党活動を労組活動と認定した県労委命令は、行政当局の権力濫用である。
申立人等の活動や証拠は1960～70年代のものであり、活動の継続性は認められない。
東芝の処遇制度には「同期同学歴」という基準はない。
役職任命は、会社の人事権の裁量内である。

日時 12月10日(月) 13:30～17:00
場所 中央労働委員会
交通 (三田線) 御成門駅3分、(JR)浜松町駅10分

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2007年11月